

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

丹野 勲

はじめに

本稿では、アジア—特に東南アジアのカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム（CLMVT）、および中国を中心として諸国のコーポレート・ガバナンスに関して、主として会社法の観点から考察する。その際、制度的視点を重視する。さらに、ベトナムのコーポレート・ガバナンスのケースに関して制度と実態の視点から考察する。

本論文は、将来の発展が期待されているアジアフロンティア地域であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ（CLMVT）と中国についてコーポレート・ガバナンス、制度の視点から研究したものである。CLMVTは新たなフロンティア地域として注目されつつあるが、一般にはCLMVTという言葉はまだ馴染みが薄いであろう。しかし、アジア地域研究の専門家の間では、CLMVTという言葉が定着してきている。メコン川流域地域であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイというCLMVT諸国は、戦争など爪痕などが残り経済発展が遅れていたが、近年その将来が注目されている。本研究は、CLMVT諸国と中国を対象として、コーポレート・ガバナンス、制度を中心に文化・社会を考慮しつつ研究する。

なお、本論文は、神奈川大学共同研究奨励助成課題「アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明」（研究代表者 経営学部教授 丹野勲）の研究成果でもある。

第1章 アジアの会社法とコーポレート・ガバナンス

1-1. アジア諸国の会社法と企業形態

図表1 アジア諸国の主要な会社法

	主要な会社法
カンボジア	商業企業法 (2005年)
ラオス	事業法 (1994年)
ミャンマー	民間企業法 (1990年)
ベトナム	(統一) 企業法 (2005年)
タイ	民商法 (第22編) (1956年、2006年改定)、公開会社法 (1992年、2006年改定)
中国	公司法 (1993年、2005年改正)
(日本)	会社法 (2005年)

(出所：著者作成)

図表1は、アジア諸国の主要な会社法と外資法をみたものである。

カンボジアは2005年4月に「商業企業法」が採択され、2005年5月にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布された。ラオスは、1994年7月に「事業法」が制定された。ミャンマーは、1990年に民間企業に関する会社法として「民間企業法」が制定された。ベトナムは、2005年に「(統一) 企業法」が制定され、これまでの所有セクター別に制定されていた企業法を統合した内資、外資共通に適用される企業法であるという特徴がある。タイは、会社法の基本として「タイ民商法典」(第22編)がある。また、タイでは公開会社については1992年に独立した法律として「公開会社法」が制定された。中国は、1993年12月に中華人民共和国公司法として制定し、1994年7月に施行した。

図表2は、アジア諸国の企業法による企業形態をみたものである。基本的な会社形態は、アジア諸国においてもほぼ共通しており、企業形態と会社法の特徴として以下がある。

図表2 アジア諸国の企業法による企業形態

カンボジア	パートナーシップ（一般パートナーシップ、限定パートナーシップ）、私的有限会社、公開有限責任会社、外国企業
ミャンマー	パートナーシップ、公開株式会社、非公開株式会社、保障有限会社、無限責任会社
ベトナム	パートナーシップ、1人有限会社、2人以上有限会社、株式会社、私営企業、外資法により設立された会社、国営企業法により設立された国営企業
タイ	普通パートナーシップ（無限公司）、有限パートナーシップ（両合公司）、非公開会社（有限公司）、公開株式会社
中国	有限責任会社（有限責任公司）、株式会社（株式有限責任公司）、上場会社（上場公司）、国有独資企業、外資系企業（独資、合弁、合作、外商投資株式会社）
（日本）	合名会社、合資会社、株式会社、合同会社、特例有限会社

（出所：著者作成）

第1は、無限責任の会社形態である。カンボジアの一般パートナーシップ、ミャンマーの無限責任会社、ベトナムの私営企業、タイの普通パートナーシップ（無限公司）は、無限責任の企業形態である。この企業形態には、個人企業と共同企業が含まれる。

第2は、無限責任出資者と有限責任出資者からなる会社形態である。カンボジアの限定パートナーシップ、ベトナムのパートナーシップ、タイの有限パートナーシップ（両合公司）は、この企業形態である。

第3は、出資者はすべて有限責任の会社形態である。カンボジアの私的有限会社、公開有限責任会社、ミャンマーの公開株式会社、非公開株式会社、ベトナムの1人有限会社、2人以上有限会社、株式会社、タイの非公開会社（有限公司）、公開株式会社、中国の有限責任会社（有限責任公司）、株式会社（株式有限責任公司）、上場会社（上場公司）は、有限責任の企業形態である。なお、日本では株式会社、合同会社、特例有限会社が有限責任出資者のみの企業形態である。

第4は、ベトナムと中国の会社法は、国営企業、内資企業外資系企業を含む

包括的会社法であるという特徴がある。ベトナムと中国は、WTOに加盟したこともあり、国有企業も含む内資、外資共通に適用される企業法であることに特徴がある。すなわち、ベトナムと中国の企業法は、国有、民間、外国投資を問わず、すべての所有セクターの会社が、設立されて市場に参入し、活動し、退出するまでのルールを定めた法である。また、これらの企業法は、国有企業の民営化や、国有企業であっても民間企業とほぼ同じルールで競争させるといふ意図もある。

第4は、外資系企業の場合、外国投資関連法の規定が上位で、それに規定されない事項については会社法が適応される形が一般的である。アジア諸国のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ、中国がこのような法的構造を持っている。

以上のように、アジア地域の企業形態は、国ごとに体制が異なるにもかかわらず、ほぼ共通しており、日本およびアメリカの企業形態と比較しても共通点がある。アジア地域の会社法は、先進諸国の会社法を見習っている点が多いと言えよう。

1-2. アジア諸国での会社の法定機関

図表3 アジア諸国での会社の法定機関

ミャンマーの公開株式会社	株主総会、取締役、監査役
ベトナムの株式会社	株主総会、取締役会（上場会社では独立取締役の設置義務）、監査役会（1名以上会計士ないし会計監査官）
タイの公開株式会社	株主総会、取締役会（独立取締役の設置義務）、監査役会、会計監査人（認証会計監査人）
中国の上場株式会社	株主総会、取締役会（董事会：独立董事の設置義務）、委員会（報酬、監査、指名委員会など）監事会（従業員代表を含む）
（日本の公開会社）	株主総会、取締役会、3委員会、監査役会、会計監査人

（出所：著者作成）

図表3は、アジア諸国での会社の法定機関をみたものである。これらの諸国の公開会社の法定機関は、基本的には株主総会、取締役会、監査役会である。アングロサクソン諸国で一般的である株主総会、取締役会、各種委員会（経営執行委員会、監査委員会、指名委員会、報酬委員会など）からなるコーポレート・ガバナンス構造が、中国の上場株式会社を除いて、アジア諸国の会社法では法制化されていない（ただし、各国とも取締役会から委任された経営執行委員会の設定は認めている）。

ベトナムの株式会社では、監査役の内に少なくとも1名は会計士または会計監査官でなければならないと規定している。ベトナムの上場会社では、上場ガバナンス規則により、取締役の3分の1は独立取締役でなければならないとしている。

タイの公開会社では、SEC（証券取引委員会）の規定により、公開会社は全て外部取締役としての独立取締役の設置を義務づけている。また、タイ公開会社では、証券法に基づきSECが認証した者だけを会計監査人に選任でき、かつ3人以上で構成される監査役会の設置を義務づけた。タイ公開会社での認証会計監査人および監査役会の設置、独立取締役義務化は、コーポレートガバナンスの強化を制度化したものであろう。

中国の上場株式会社では、取締役会（董事会）に一定の割合で、独立董事の設置義務があり、独立董事は社外取締役で、専門的な立場で意思決定することが期待されている。社外・専門取締役の設置義務は、中国の上場会社のコーポレートガバナンスにおいて重要である。また、中国の株式会社（株式有限会社と上場会社）では監査役会（監事会）構成員の3分の1以上の従業員代表を入れなければならないという規定がある。

1-3. アジア諸国の株主総会

図表4 アジア諸国の株主総会の普通決議と特別決議

	株主総会での普通決議	株主総会での特別決議
ミャンマーの公開株式会社	50%以上の賛成が必要	75%以上の賛成が必要(事業目的の変更、営業譲渡、合併、経営委託、任期途中の取締役の解任など)
ベトナムの株式会社	65%以上の賛成が必要	75%以上の賛成が必要、ただし具体的な比率は定款による(定款の改正・追加、種類株式・各種株式の授権株式数、会社の再編・解散、重要な投資決定・資産売却など)
タイの公開株式会社	50%以上の賛成が必要	75%以上の賛成が必要(定款の改正、増資・減資、解散、合併・買収、会社の売却や譲渡、非公開会社から公開会社への変更など)
中国の株式会社	50%以上の賛成が必要	3分の2以上の賛成が必要(定款の修正、登録資本金の増加・減少、合併・分割・解散など)
(日本の株式会社)	50%以上の賛成が必要	3分の2以上の賛成が必要、ただし定款でこれ以上も可(定款変更、自己株式の取得、株式併合、株式募集・株主割当・譲渡制限株式割当、新株予約券募集、資本減少、組織再編など)

(出所：著者作成)

すべてのアジア諸国では、株主総会が法定機関として設置され、かつ最高意

思決定機関である。

図表4は、アジア諸国の株主総会の普通決議と特別決議についてみたものである。普通決議では、ベトナムの除くすべてのアジア諸国で50%以上の賛成が必要である。ベトナムでの普通決議は、65%以上の賛成が必要である。これは、ベトナムの外資合弁企業の場合、普通決議を単独で通すためには、65%以上のマジョリティーを外資側がとる必要がある。

特別決議では、ミャンマー、ベトナム、タイでは75%以上の賛成が必要である。中国での特別決議は、3分の2以上の賛成が必要である。株主総会での特別決議事項は、アジアフロンティア地域とも定款の改正、増資・減資、解散、合併・買収などの重要な経営意思決定の場合である。

1-4. アジア諸国の少数株主の保護規定

図表5 少数株主の保護規定

	株主の株主総会での提案権	累積投票制度
ミャンマーの公開会社	10%以上を保有する取締役は臨時株主総会を開催できる。	特に規定なし。
ベトナムの株式会社	10%以上を保有する株主または株主グループは、株主総会での提案権を持つ。	上場会社では、株主総会での取締役の選任に累積投票制度を導入。
タイの公開会社	発行済み株式数の10%以上の合計株式を保有する25人以上の株主、または20%以上を保有する株主は、取締役会に臨時総会の招集を請求できる	株主総会での取締役の選任に累積投票制度を導入。
中国の株式会社	10%以上の株式を保有する株主は株主総会召集権、3%以上の保有する株主は株主総会で提案権を持つ。	株主総会で、董事、監事を選出する場合、累積投票制度を任意に実施することができる。
(日本の公開会社)	総株主の議決権の3%以上を有している株主は、取締役会に株主総会の招集を提案できる。1%以上の株主は株主総会で提案権を持つ。	株主総会での取締役会の選任で累積投票制度を任意に導入することができる。

(出所：著者作成)

図表5は、アジア諸国の公開会社（中国とベトナムでは株式会社）の場合、株主の株主総会での提案権および累積投票制度に関する少数株主の保護規定をみたものである。

臨時株主総会を招集できるのは、基本的にはアジア地域（ミャンマー、タイ、ベトナム、中国）で10%以上を保有する株主または株主グループである（ただし、ミャンマーでは株主ではなく取締役、タイでは10%以上の合計株式を保有する25人以上の株主、または20%以上を保有する株主）。中国では、3%

以上を保有する株主は株主総会で提案権を持つ。

なお、日本の公開会社では、総株主の議決権の3%以上を有している株主は、取締役会に株主総会の招集を提案でき、1%以上の株主は株主総会で提案権を持つと規定している。

累積投票制とは、株主1株につき、選出人数と同等の投票権を有する制度で、中小株主に有利な制度である。累積投票制度の導入に関してみると、タイと中国では株主総会での取締役（中国では監査役も含む）の選任において累積投票制度を任意で実施できるとしている。ベトナムでは、上場会社において株主総会での取締役の選任に累積投票制度を導入している。

アジア諸国の公開会社では、少数株主の権利の保護が強化されてきている。ミャンマー、タイ、ベトナム、中国の公開会社では基本的には10%以上保有する株主または株主グループは株主総会招集権を持つ。また、ベトナムの株式会社では10%以上の株主、中国の株式会社では3%以上の株主は株主総会で提案権を持つ。中国の以前の会社法の規定では、臨時株主総会の開催要件として株主の25%以上の要求が必要であったが、2005年の会社法改定では株主の10%以上の要件に緩和された。さらに、株主総会で、董事、監事を選出する場合、累積投票制度を任意に実施することができるとした。また、2005年の会社法改正で中国の会社では株主代表訴訟権を認めた。中国の有限責任会社の全株主、および株式会社の1%以上の株式を保有する株主は、書面により監事会、または董事会（ない場合は執行董事）に訴訟の提起を請求することができると規定した。

以上のように、アジア諸国、特に中国では、少数株主の権利を保護する規定が強化された。

1-5. アジア諸国の取締役会と経営参加制度

図表6 取締役会と経営参加制度

	取締役会の選任と人数	独立（外部）取締役の制度化	経営参加の制度化
ミャンマーの公開株式会社	取締役は3名以上、株主総会で任命。	特になし。	特になし
ベトナムの株式会社	取締役は株主総会で選任（外資では、以前外国人制限あり）。株式会社は、3人から11名の取締役会の設置義務。	上場会社ガバナンス規制で規定。	特になし
タイの公開会社	取締役は株主総会で選任。公開会社は5人以上の取締役会の設置義務。	SEC（証券取引委員会）規定により、公開会社では義務化。	特になし
中国の株式会社	取締役は株主総会で選任。株式会社は3人から13名の取締役会の設置義務。	会社法により、公開会社では義務化。	有限責任会社、株式会社、国有独資会社では、監査役会に従業員代表を3分の1以上参加することを義務づけ。国有資本の有限責任会社では取締役会に従業員代表の参加を義務づけ。有限責任会社、株式有限会社は、取締役会へ従業員代表の参加は任意規定。
（日本の株式会社）	取締役は株主総会で選任。公開会社は取締役会の設置義務。	会社法で、委員会設置会社のみ義務化。	特になし

（出所：著者作成）

図表6は、アジア諸国の公開会社（中国とベトナムでは株式会社）での、取締役会と経営参加制度に関する規定をみたものである。

全てのアジア諸国（ミャンマー、タイ、ベトナム、中国）は、公開会社（中国とベトナムでは株式会社）での取締役の選任は株主総会で行い、かつ取締役会の設置義務がある。

独立（外部）取締役の制度化に関しては、タイとベトナムの公開会社、および中国の公開会社で義務化している。

タイでは、公開会社法では外部取締役としての独立取締役の設置義務はないが、SEC（証券取引委員会）の規定により、公開会社は全て専門取締役としての独立取締役の設置を義務づけた。

ベトナムでは、独立取締役制度は、世界銀行の勧告を受けて導入された。2005年企業法は、独立取締役について規定していないが、上場会社ガバナンス規制で規定している。上場ガバナンス規制では、独立取締役とは執行機関を兼任しない取締役を意味している。取締役の数は、最小5人、最大11人とし、その3分の1は執行権のない独立取締役とするとしている（上場ガバナンス規制11条）。

中国では、会社法により上場会社のみ外部取締役としての独立董事を置くことを義務づけた。独立董事となる要件として、資格、独立性、専門性、経験などを国が定めている。

コーポレートガバナンスの視点でみると、タイ、ベトナム、中国の公開会社での独立取締役の設置義務は、取締役会の経営監督機能の強化を制度化したものであろう。上場企業に専門家としての外部取締役の設置の法制化は、取締役会での外部取締役の監視という観点でその成果が極めて注目される。

トップマネジメントへの経営参加の制度化に関しては、中国の会社法で各種の経営参加が法制化されていることは注目される。中国の有限責任会社、株式会社、および国有独資会社では、監事会（監査役会）に従業員代表を3分の1以上参加することを義務づけた。また、国有資本の有限責任会社では董事会の構成員に会社の従業員代表を入れることを義務づけた。なお、一般の有限責任会社および株式会社では、董事会（取締役会）へ従業員の代表を入れることができるという任意規定を置いた。以上のような監事会、董事会への従業員代表

の参加規定は、経営参加という観点から注目される。

ヨーロッパのドイツなどでも監査役会への経営参加は制度化されている。ドイツでは、共同決定法により、2000人以上の従業員を雇用する株式会社、株式合資会社、有限会社などにおいて、資本側としての経営者、従業員代表としての一般従業員・中間管理者・労働組合代表は、資本側と従業員側が同数の代表を出すことにより監査役会を構成すると規定された。このような、監査役会への経営参加は、ドイツをはじめ、オランダ、デンマーク、ルクセンブルグ、ノルウェー、スウェーデンで導入されており、ドイツモデルともと言われている。中国は、ドイツモデルに近い形での監査役会への経営参加であることから、アジアの社会主義国中国の経営参加の今後が注目される。

1-6. アジア諸国の監査役会

図表7 監査役（会）の特徴

ミャンマーの公開株式会社	監査役は、外部でも内部でもよい。
ベトナムの株式会社	監査役会（有限会社1-3名、株式会社3-5名）、株式会社では監査役の1名以上が会計士または会計監査官である必要。
タイの公開会社	監査役会（3名以上）。さらに会計監査人の設置義務
中国の会社	監事会（有限責任会社は原則3名以上、株式会社3名以上）、有限責任会社、株式有限会社、国有独資会社では、従業員代表を3分の1以上参加義務。
（日本の株式会社）	監査役会の設置は、委員会設置会社以外の大会社である公開会社を除いて任意。

（出所：著者作成）

図表7は、アジア諸国の公開会社（中国とベトナムでは株式会社）での監査役（会）の特徴についてみたものである。

全てのアジア諸国（ミャンマー、タイ、ベトナム、中国）は、監査役会ないし監査役の設置義務がある。

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

ベトナムの株式会社では、会社法の規定により監査役会を置き、かつ監査役の専門性と中立・公平性を確保するために、監査役の内に少なくとも1名は会計士または会計監査官でなければならないとしている。

タイはSECの規定により、公開会社は3人以上で構成される監査役会の設置を義務づけた。また、公開会社法では会計監査人の設置義務がある。タイの上場会社はSECが認証した者だけを会計監査人に選任することができるとしている。コーポレート・ガバナンスの視点でみると、タイの公開会社での認証会計監査人、および監査役会の設置は、独立取締役とともに、取締役会の経営監督機能の強化を制度化したものであろう。

中国の有限責任会社では原則3名以上、株式会社では3名以上の監査役を置くことを義務づけた。さらに、前述したように、中国の有限責任会社、株式会社、および国有独資会社では、監査役会に従業員代表を3分の1以上参加することを義務づけた。

第2章 OECDアジア・コーポレート・ガバナンス白書

1997年のアジア通貨危機において、危機をもたらした要因の1つとしてアジア地域の企業の透明性欠如等のコーポレート・ガバナンスの不備が指摘され、コーポレート・ガバナンスの確立・強化がアジア地域の経済安定化のための施策の一つの柱として位置付けられた。このような背景で、OECDと世界銀行は共同で、1999年からアジア・コーポレート・ガバナンス円卓会議を設置し、2003年にOECD (2003), "White Paper on Corporate Governance in Asia", 2011年にOECD (2003), "Corporate Governance in Asia"、という報告書を発表した。本稿では、これらの報告で示されたアジア・コーポレート・ガバナンスの改革課題について、その概要を述べる。

2-1 コーポレート・ガバナンスに対する官民の取り組みの継続

OECD (2003) では、コーポレート・ガバナンスに対する官民の取り組みの継続に関する提言として以下を示している。

「企業、株主、その他の利害関係者の良いコーポレート・ガバナンスに対す

る認識を向上させるために、官民挙げた取り組みが継続されるべきである。」

1997年のアジア危機以来、アジアの諸体制は、良いコーポレート・ガバナンスの価値についての認識向上にかなりの進展をみせてきた。この結果、アジアの経営リーダーや支配株主の多くは、自分の会社との関係及び部分的にその会社の持分を有する少数株主との関係を再考させられることになっている。このような再考を促すためには、コーポレート・ガバナンスに対する国としての確固としたコミットメントが必要なだけでなく、より広い層の人々のコミットメントも求められる。すなわち、強固なコーポレート・ガバナンスの枠組みを構築・維持することには、社会全体の多くの人々や機関によるコミットメントが求められる。

強固なコーポレート・ガバナンスの枠組みを構築・維持するために、立法当局、規制当局、裁判所、および自主規制機関は、法規範を活発かつ平等に策定・監視・執行する必要がある。民間団体・機関は、行動規範、特に会社取締役に関する規範の策定・普及に努めるべきである。こうした行動規範により、その対象者の立ち振る舞いが改善されるとの期待が高まることになるし、そうした期待を裏切った際の公式・非公式の制裁が確立されることにもなる。

民間団体・機関は、行動規範、特に会社取締役に関する規範の策定・普及に努めるべきである。教育機関は、職業倫理・経営倫理についての研究や教育を促進すべきである。政府・社会における諸機関は、裁判官から規制当局、経営者、個人投資家に到るまで様々な対象者に対して教育・研修を施すべきである。投資アドバイザーや経済メディアは企業情報を積極的に調査・公表すべきである。

2-2 法律、規制の実施と執行

OECD (2003) では、法律、規制の実施と執行に関する提言として以下を示している。

「すべての国・地域はコーポレート・ガバナンスに関する法律・規制がきちんと実施・執行されるように努力すべきである。」

近年、ほとんどのアジアの国・地域において、コーポレート・ガバナンスに関する法律、規制、その他の公的な規範が大幅に改訂されてきている。多くの場合、そのルールは、コーポレート・ガバナンス制度について最も進んだ考え

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明方をとっている。

しかし、そのルールの実施と執行についても同様な進展が伴うべきである。コーポレート・ガバナンスの枠組みが信頼できるものかどうか、あるいは利用可能なものかどうかは、それがいかに執行可能なものであるかにかかっている。国が法律による統治にコミットしているとの信頼をより広く得るためには、政府の上層部が指導力を発揮することが必要である。証券監督当局、証券取引所、監督機能を有する自主規制機関は、法律・規制の実施と執行に精力を注ぐべきである。

裁判制度については、コーポレート・ガバナンスにかかる紛争を効率的かつ公正に裁定するための専門性と能力がさらに強化されるべきである。法執行機関や裁判所は、客観的で解り易く、透明で公正な紛争処理手続きを確立すべきである。

2-3 情報の開示

OECD（2003）では、情報の開示に関する提言として以下を示している。

「会計・監査・非財務情報の開示について、交際の基準・慣行に十分に収斂するように努力すべきである。」

会計・監査・非財務情報の開示について国際的基準・慣行を十分に採用することにより、異なる国・地域間の情報の比較可能性を高めるだけでなく、透明性そのものを向上させることにもなる。それは、また、コーポレート・ガバナンス慣行を改善する手段としての市場規律を強化することにもなる。もちろん、国・地域の置かれている諸条件によっては、国際会計基準のような一連の基準を（一括にはなく）順次採用していくことが必要とされるし、国・地域ごとにその採用の速度は異なるものとならざるを得ない。しかし、こうした諸条件を理由として、基準設定過程が政治化されるべきではないし、国際的にベンチマークとして認識されている基準から乖離した基準の採用が奨励されるべきでもない。こうしたことから、基準設定主体は、公益に沿って行動し、かつ、そう位置付けられている機関によって監督されるべきである。さらに、基準設定主体は、国内の基準・慣行が国際会計基準から乖離している場合には、その乖離の事実と理由を開示するべきである。会社は、財務諸表において、基準が乖

離することにより個別事項の開示のどの部分が実体的に異なる結果となっているかを具体的に言及すべきである。

2-4 取締役会

OECD（2003）では、第4の提言として以下を示している。

「取締役会は、経営戦略計画策定、内部管理体制の監視、経営者・支配株主やその他の内部者が関与する取引について独立の審査に、より主体的に参画すべきである。」

取締役会は、株主の持分と企業経営を行う経営陣に与えられた裁量をバランスさせる支点として機能するものである。しかし、アジアにおいては、少数株主が搾取されるという根深い問題が存在することから、取締役会の独立性と機能が疑問視されてきた。

この問題に対して、3つの提言を行っている。第1は、取締役の研修、任意の行動規範、取締役がプロに徹した行動をとることに対する期待、経営陣との関係での取締役の資質と権限についてのものである。この提言は、取締役に信託される責務を履行する意思を有する取締役候補者のプールを拡大すること、およびそれらの候補者に責務を履行する技術と権限を付与することを目指すものである。第2の提言は、取締役の「独立性」の基準を厳格化すること、「影の取締役」の行動に責任を持たせること、忠実義務・注意義務違反に対する制裁を重くすること、完全に禁止すべき中核的な関連当事者取引（会社から取締役や役員への融資等）を規定することにより、ルールの抜け道を縮減・排除することを目指すものである。第3は、「株主の権利の侵害に対して救済を求めたり、取締役の説明責任の履行を確保したりするために十分な権限が株主に付与されるべき」と提言している。この政策オプションとしては、株主代表訴訟や集団代表訴訟（代表当事者訴訟）を国の法体系に盛り込むこと、株主による取締役会メンバーの候補者の直接指名を認めること、上場会社の取締役について累積投票制度を導入すること等が含まれている。

2-5 情報の開示

OECD（2003）では、情報の開示に関する提言として以下を示している。

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

「被支配株主は、法・規則の枠組みにより、内部者や支配株主による搾取から十分に保障されるべきである。」

アジアの国の企業経営を概観すると、ほとんどの国で持分が集中していることが特徴としてみられる。多くのアジアの国・地域では、家族支配の上場会社や持分の集中がみられる。その他の会社において、支配株主がその支配力により他の株主を搾取する例が多発している。すなわち、アジアでは、非支配株主が搾取されることがコーポレート・ガバナンス上の最も深刻な問題と位置付けられる。

全てのアジアの国・地域の政府は、支配株主による搾取から非支配株主を十分に保護するための施策を導入するか、既存の施策を強化すべきである。とりわけ以下の施策が採られるべきである。

- ① 開示義務（特に自己取引・関連当事者取引やインサイダー取引にかかる開示について）の強化。
- ② 規制当局における会社の開示義務履行にかかる監視能力および違反行為に対する制裁賦課能力の確保。
- ③ 取締役を会社および全ての株主の利益のために行動させるための受託者責任の明確化および強化。
- ④ 取締役の受託者責任の履行義務違反を会社が免責することの禁止。
- ⑤ 経済的損失を被った株主に対する、対支配株主・対取締役での個人及び団体による訴訟権限の付与。

自己取引・関連当事者取引に関連して、内部者（及び「支配」株主、「重要」株主を含むその他の者）と会社は、最低限そうした取引を開示すること、および利害関係のない取締役の過半数の承認、あるいは利害関係のない株主の過半数による承認または批准を求めることが必要とされるべきである。さらに、一定の関連当事者取引を全面禁止とすることが会社にとって適当な場合もあり得る。

2-6 銀行のガバナンス

OECD（2003）では、銀行のガバナンスに関する提言として以下を示している。

「政府は、銀行規制および銀行のガバナンスの改善にさらに努力すべきであ

る。」

アジアでは、銀行が国・地域の金融において支配的な役割を担っている。銀行のガバナンスが弱いことは、銀行の株主に対するリターンを低くするのみならず、問題が拡散すれば、金融システム全体を不安定化させる。1997年のアジア危機は、銀行のガバナンスの問題に光を当てた。多くの場合、産業グループの支配株主が銀行に対してより有利な条件で、当該銀行からグループ・メンバーに対して資金供給や保証を実現させた。また、銀行経営者が、借手である企業オーナーや企業経営者との個人的関係を理由に融資慣行や基準を緩めた事例もあった。さらには、産業政策あるいは自らの個人的利益を追求する役人が、銀行に圧力をかけて危険な取引を行わせたり、銀行が債権者としての権利を主張するのを抑えたりした事例もあった。

金融・証券市場の信頼を回復するためには、政策担当者および規制当局が、銀行法・銀行規制および銀行業務の監督を十分に確保することに加えて、銀行部門の健全なコーポレート・ガバナンス慣行を促進することが必要である。銀行と企業との持分上および財務上の関係は開示されるべきである。

自己取引・関連当事者取引は、銀行業務の観点およびコーポレート・ガバナンスの観点の両面から制約されるべきである。銀行の取締役は、就任するに当たって、「適格性」テストをクリアすべきである。銀行の取締役は、不良債権処理の能力を備えるだけでなく、健全な融資やモニタリング業務を確保する銀行システムや手続きについて責任を負うべきでもある。さらに、国・地域の破産法体系は、債権者の権利を保護し、またその権利の執行を実現すべきである。そして、短期間で商業的に再生し得ない借手企業については、円滑な清算手続きが提供されるべきである。

2-7 株主の権利および株主の平等な取り扱い

OECD (2003) では、株主の権利および株主の平等な取り扱いに関する提言として以下がある。本稿では、提言の内容のみ記す。なお、最後に記した番号は、OECD (2003) に記載されている本文段落番号である。

「立法担当者、証券監督当局は、株主総会への株主の有効な参加を促進すべきである。特に、代理投票や不在投票に関するルールは自由化されるべきであ

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

り、議決権行使の手続きの廉潔性は強化されるべきである。(85)」

「国は、積極的にかつ会社にとって最も利益となるよう、自身の株主としての権利を行使すべきである。(93)」

「政府は、金融機関の規制、監督およびそのコーポレート・ガバナンスを改善すべく、さらに努力すべきである。(100)」

「アジアの国・地域では、役員、取締役、支配株主、その他の内部者が、会社の利用し得た事業機会を利用することを禁止するルールを確立・強化すべきである。少なくとも、そうした機会を利用する前に、利用者は、会社の取締役会あるいは株主総会にその旨を開示し、承認を得るべきである。(106)」

「アジアの法的枠組みは、実質株主を特定するため、より柔軟な原則（特に「持分の帰属に関するルール」）を採用すべきである。その特定に当たっては、規制当局間の国際的協力の向上が求められる。(112)」

「アジアの政策担当者は、会社による、支配株主やその他の内部者のみならず取締役や役員への個人融資等の一定の関連当事者取引を上場会社については禁止することを検討すべである。(117)」

「取締役や幹部執行役員については、個別の報酬(または少なくとも報酬総額)に係る取決めが、十分かつ正確に開示されるべきである。執行役員報酬の計算に当たっては、その報酬が役員の業績に対応するものであることに加え、その報酬が会社の損益計算書・貸借対照表にいかなる経済的影響を及ぼしたのかが反映されるべきである。(118)」

「アジアの法体制は、規制上・司法上の執行能力および公平性を引き続き向上させるべきである。(135)」

「アジアのそれぞれの国・地域の法律において、株主が、受託者責任の履行義務違反や開示義務違反、証券不正行為について取締役やその他の受託者に対して集団代表訴訟あるいは株主代表訴訟を起こすことが認められるべきである。過度の訴訟や法律上価値のない訴訟を抑制する制度があることによって、実体のある訴えを有する株主が集団行動を起こすことが妨げられたり、断念させられたりするべきではない。(139)」

2-8 コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダー（利害関係者）の役割

OECD（2003）では、コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダー（利害関係者）の役割に関する提言と以下がある。

「債権者は、会社法・商法・破産法および関連の司法制度により、平等な形で、かつ効果的な倒産制度・債権者の権利にかかる制度の原則に則った形で、自らの債権を執行できるべきである。（168）」

「会社は、ステークホルダー（利害関係者）の権限についての誘識を促進し、それが遵守されるよう政策・手続きを確立すべきである。このため、政府は、会社の問題や権利の濫用について報告した従業員（いわゆる通報者（「ホイッスル・ブローワー」））を報復から守る措置を講じるべきである。（164）」

「高い評価を受けている営業権（「のれん」）を維持・拡大するため、取締役（および政策担当者）は、ステークホルダー（利害関係者）の利益を考慮するだけでなく、こうした利益がいかにか考慮されているのかについて、広く一般に知らしめるべきである。（169）」

「会社は、従業員の権利にかかる社内の救済手続きを確立すべきである。政府および民間団体も、救済措置における調停や仲裁の活用を促進すべきである。（172）」

「会社と従業員との間の積極的な協力関係を促すことになる「業績向上を図る」仕組みを確立すべく、官民を挙げた取り組みが継続されるべきである。（176）」

2-9 開示および透明性

OECD（2003）では、開示および透明性に関する提言として以下がある。

「会計・監査・非財務情報の開示について、国際的基準・慣行に十分に収斂するよう努力すべきである。もし収斂させることが当面できない場合には、国内の基準設定主体は、国際的基準・慣行から乖離しているとの事実とその理由を開示すべきである。会社は、財務諸表の個別項目において、適当な場合には、この「乖離についての開示」を再掲するか、参照として引くべきである。（202）」

「全てのアジアの国は、(i) 開示及び透明性についての高い基準を設定し、(ii)

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

その基準を積極的かつ公平に執行する能力、権限、廉潔性（integrity）を有し、(iii) 自主規制機関の実効性を監視する、規制監督機関を引き続き強化すべきである。(208)」

「証券規制当局、証券取引所、自主規制機関、投資家グループは、引き続き、重要情報の完全・正確・適時の開示がいかなる価値を持つのか、そしてそれをいかに利用すべきなのかといった点について、会社や一般大衆を啓蒙していくべきである。アジアの諸体制および体制内の全てのステークホルダー（利害関係者）は、経営陣や取締役が良好な開示慣行の必要性を自分の問題として理解するような企業文化を追求すべきである。(213)」

「報道機関の自由で活発な調査・報道を促すために、名誉毀損罪を規定する国内法は名誉毀損の範囲を狭く設定するべきである。(219)」

「経営者および内部者（取締役と重要株主を含む）は、株式持分に見合わない過大な支配力を内部者にもたらすような構造について開示する義務を負うべきである。重要な自己取引・関連当事者取引についても同様な開示義務が適用されるべきである。(223)」

「全てのアジアの国・地域では、会社が重要情報を継続的、適時、公平に開示する開示体制の構築を目指すべきである。(227)」

「規制当局は、財務情報・非財務情報の電子的手段による提出・公表を含む開示過程の公正性と効率性を高めるために、新しい技術によってもたらされた機会を追求すべきである。(234)」

「会社は、法・規制によって要求される以上の情報を開示するようにつとめるべきである。証券取引所により上場会社がコーポレート・ガバナンス慣行・規範を遵守することが求められている場合には、会社の年次報告書において、会社（および経営陣）がこれらをきちんと遵守しているかどうか、遵守していない場合には、どの程度遵守していないのか、また、遵守していない理由を記載すべきである。(236)」

「証券監督当局、証券取引所、専門職団体は、会計基準・監査基準・非財務情報の開示規準について、その遵守状況を監督するとともに、それらを執行するべきである。こうした機関は、これらの基準が遵守されない場合に、適切な制裁を課す権限を有するべきである。(238)」

「国際的に活動する会計事務所や監査法人は、異なる市場において、同様の高い専門的職務基準および倫理基準を適用すべきである。(242)」

「各国政府は、基準設定主体の独立性とその活動の透明性を確保するための方策を採用すべきである。(249)」

2-10 取締役会の責任

OECD (2003) では、取締役会の責任に関する提言として以下がある。

「民間部門の協会・機関・団体は、取締役の研修に尽力するようつとめるべきである。このような研修は、受託者責任の履行と会社の価値を高める取締役会の活動に焦点を当てるべきである。国際的な技術支援機関は、適切に、こうした努力を促進すべきである。(275)」

「民間機関は、国際的な技術支援の提供者からの適切な支持を得つつ、取締役に對する任意の行動規範、または「従うか、従わない場合は（その事実・理由を）説明せよ」との行動規範を確立・普及すべきである。(283)」

「「影の取締役」の存在をなくす手段として、「責任の帰属に関するルール」により、そうした「影の取締役」に、受託者責任・義務が課されるべきである。(290)」

「受託者責任の履行義務違反に対する制裁措置は、不正行為を抑止するのに十分なほど厳しいもので、かつ、実際に課される蓋然性が高いものであるべきである。(294)」

「取締役会は、取締役会の機能遂行を秩序だったものとし、プロに徹したものとし、その意思決定を明確にする手続きを確立すべきである。こうした手続きには、評価期間の最初に設定された基準による個々の取締役の業績評価も含まれるべきである。(301)」

「取締役は、取締役会やその委員会により確立された手続きに則って、従業員や会社に助言する専門職に直接接合できるべきである。(308)」

「取締役会は、効果的な審議や共同作業ができるような規模であるべきであり、またその任務を遂行するために十分な予算やサポート等を確保するべきである。取締役は、その任務を全うするために十分な時間と労力を傾注するべきである。(313)」

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

「アジア諸国は、「独立」取締役の規範・慣行を洗練し続けるべきである。(318)」

「利益相反を含み得る問題は、独立取締役が管理すべきである。各種の委員会は、そうした管理を取締役会から委譲するための一般的な仕組みである。(322)」

「取締役の選任過程においては、「全ての株主の利益を代表する取締役会」の実現が促されるべきである。「全ての株主の利益が代表」されるためには、特に累積投票による取締役への投票を求めることができることが重要かもしれない。累積投票制が取締役選任の方法として採用されている場合には、時差的な取締役の任期（取締役の改選期を同一にせず、何名かごとにずれるように任期を設定すること）やその他の累積投票制度を阻害する仕組みは禁止されるべきである (328)」

「取締役は、それぞれの国・地域の法律により、会社から正確・適切・適時の情報を得る権限を付与されるべきである。(336)」

第3章. ベトナムのコーポレート・ガバナンスのケース

ベトナムのコーポレート・ガバナンスを考えるにあたって、まず考慮しなければならないのは、ベトナムでは国有企業の経済に占める地位は低下しつつあるが、まだ依然として高いことである。かつてのベトナムの国営企業は、中央の官僚による集権的統制、および赤字に対する政府の補填といった補助金制度（これはバオ・カップ制度と呼ばれていた）等により非効率な経営を続けていた。近年、非効率な国有企業は、整理統合されている。しかし、ベトナム政府は、依然として国有企業をベトナム経済において重要な役割を果たし続けるべきであると考えており、国有企業の効率性を確保しなければならないと考えている⁽¹⁾。

国有企業改革で注目されるのは、国有企業の株式会社化である。1992年以降、ベトナム政府は、国有企業の株式会社化を実施している。国有企業の企業グループ（企業集団）も注目される。企業グループとは、国有企業の体質を強化し効率性を高めるために、同業種の国有企業が合同して企業グループを設立し、自立的に経営しようとするものである。規模を拡大して資金、人材、技術を共有

し、効率的な経営を目指すものである。企業グループには経営会議を置き、資金調達、事業展開などを独自に決定する自主運営の道が開かれている。

また、ベトナムでは、2000年に株式市場（「ホーチミン証券取引センター」、現ホーチミン証券取引所）が設立された。さらに、ハノイ証券取引センター（現ハノイ証券取引所）が設立された。ホーチミン証券取引では300社程度、ハノイ証券取引所は400社程度の企業が上場している（2013年7月現在）。株式市場の成長により、民間企業の資金調達も多様になった。

3-1 企業統治改革の歴史

ベトナムは、1987年に外資導入を目的とした外国投資法、1990年に民間企業を対象とする企業法と個人企業を対象とする私営企業法、1995年に国有企業を対象とする国有企業法を制定した。外国投資法は、1996年に全面改正され、2000年に一部修正された。企業法と私営企業法はその他関連規則をとともに統合され、1999年に新たに企業法（1999年企業法）を制定した。国有企業法は、2003年に一部改正された。

ベトナムは、2000年に証券取引所を設立した。それ以降、2006年に制定された証券法（施行は2007年1月1日）などの証券関係関連法規が整備され、株式会社の設立や、内部統治、その運営、株式上場、会社の財務状況の透明化などについての規定が整備された。上場会社については、国家証券委員会が証券法とガバナンス規制に基づいて監視・監督している。

ベトナム政府は、2005年にこれまで外資企業、民間企業、国有企業といった所有セクター別に制定されていた企業関連法（外国投資法、企業法、国有企業法）を統合して、内資および外資に共通に適用される企業法として、（統一）企業法（施行は2007年1月1日）（以降「2005年企業法」または「企業法」とする）を制定した。2005年企業法は、国有、民間、外国投資を問わず、すべての所有セクターの会社に関する企業法である。2005年企業法は、特別に所有セクターを指定して適用される条項は少ない。なお、2005年企業法では、国有企業は4年以内に、会社法の規定による有限会社または株式会社へ移行しなければならないとしている。国有企業は2010年までに、2005年会社法の株式会社または有限会社による企業形態に移行することになった。

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

さらに、ベトナム政府は、2005年に従来の外国投資法を全面的に見直し、外国資本と内国資本の投資に関する法制度を一本化する（共通）投資法（2005年共通投資法）を制定した。

新たな2005年企業法と2005年投資法の目的は、ベトナムのWTO加盟に向けた、内外資の平等な処遇である。本稿では、ベトナムの代表的な企業形態である株式会社について、2005年企業法を中心としたコーポレート・ガバナンス、および国有企業の改革と企業統治について考察する。

3-2 外部監査とコーポレート・ガバナンス

ベトナムでは、上場会社については証券法により投資家や少数株主保護の観点に立って、コーポレート・ガバナンスの原則を導入し、その適用を義務付けている⁽²⁾。ベトナムにおけるコーポレート・ガバナンスは、2007年3月13日の財政省の決定12号に添付する上場会社ガバナンス規制（以下「上場ガバナンス規制」という）によって具体化されている⁽³⁾。この規制では、ベトナムにおけるコーポレート・ガバナンスは、所有と経営の分離を前提とした企業統治システムとして理解されている。この規制は、株主権の保護、会社の業務執行、監査・監視を効果的に行わせることなどを目的として、コーポレート・ガバナンス原則を規定している。すなわち、①効果的な統治機関の確保、②株主権利の保護、③株主間の平等な取り扱い、④会社の関係者の利益の確保、⑤会社の経営の透明化、⑥取締役会が効果的に業務執行を行い、監査役会が効果的に監視業務を行う（上場ガバナンス規則第2条1項（a））である。

2005年企業法では、11人以上の個人株主、または総株式の50%を超えて保有する法人株主を有する株式会社については、監査役会の設置を義務づけている（企業法95条）。監査役の専門性と中立・公平性を確保するために、監査役のうち少なくとも1人を会計士、または会計監督官でなければならないと規定している（企業法第121条）。

上場ガバナンス規制では、監査役会の責任および義務について以下のように規定している⁽⁴⁾。監査役会は、監査役会の監督活動について、株主に説明する責任を有するものとする。監査役会は、会社の財務状況、取締役会、取締役および管理職による行為の合法性、監査役会と取締役会、取締役会および株主

との間の調整について、監督する責任を負うものとし、また、会社およびその株主の正当な利益を保護するために、法律および会社定款に定めるその他の任務を有するものとする。監査役会は、取締役会もしくは取締役または管理職による、法律または会社定款の違反とみなす行為を発見した場合、国家証券委員会または他の国家行政機関に直接報告することができるとしている。

3-3 会社機関とコーポレート・ガバナンス

ベトナムの2005年企業法では、すべての経済セクターにおける企業に関して規定している（企業法第1条、第2条）。ベトナムでは、経済セクターとして、国有・公有企業、民間企業、個人企業、外資企業などがあるが、企業法は、このようなすべての企業に適応される統一企業法である。ただし、2003年の国有企業法の規定による国有企業は、本法の発効日より4年以内（すなわち2010年まで）に、本法の規定による有限会社または株式会社に転換しなければならないとしている（企業法第166条）。その意味で、企業法は、国有企業から有限会社または株式会社への移行という、国有企業改革という側面をも持つ法律であるともいえる。

企業法は、すべての経済セクターにおける企業の設立、組織管理、運営に関する規定である。専門法規が本法の規定と矛盾する場合、専門法規を準用すること、また、ベトナム国が締結または加盟した国際条約の規定が本法の規定と矛盾する場合、国際条約の規定を準用するとしている（企業法第3条）。例えば、専門法規として、外資系企業に適用される「外国投資法」などがある。また、国際条約としては、ベトナムが加盟したWTOなどがある。

企業法では、企業形態として、株式会社、パートナーシップ、私営企業（個人企業）、2人以上有限会社、1人有限会社という5つの企業形態を規定している。本稿では、株式会社形態について説明する。

3-4 株式会社の株式と社債

株式会社は、定款資本が複数の等分に分けられた株式による企業形態である。株主は、組織でも個人でも認められ、株主の人数は、最低3名で、上限はない。株主は、企業への出資額の範囲内で企業の債務および財産上の義務について責

任を負う有限責任である。株主は、原則として、他者に株式を自由に譲渡する権利を持つ。株式会社は法人格を有し、資金調達のために各種の証券を発行する権利を持つ（企業法第77条）。

普通株主の権利としては、株主総会への参加と議決権の行使（1株1議決権）、配当金、新規発行株式の優先購入、株式の譲渡、企業解散・破産の際の残余財産の受け取り、などがある。6カ月以上または定款に従うより短い期間内に連続的に普通株式総数の10%以上を保有する株式または株主グループは、取締役会、監査役会への人事の推薦、監査役会に対する監査請求、などの権利がある。また、これらの10%以上を所有する株主は、取締役会が株主の権利、管理者義務に重大な違反がある場合、取締役会の任期満了後6カ月を経過しても新取締役が選出されない場合、その他定款が定める場合に、株主総会召集権を有する（企業法第79条）。

以上の規定は、外部株主、とりわけ外国投資家による株式取得の条件整備をし、少数株主の権利を認めることで、証券市場から資金調達を促進することを狙ったものであろう。

3-5 株主総会

株式会社の機関として、株主総会、取締役会および社長を置かなければならない。個人株主が11名以上、あるいは法人株主の株式総数が総株式の50%以上である場合は、監査役会を置かなければならない。取締役会会長または社長は会社の法的代表者である。会社の法的代表者は、ベトナムに常住しなけなければならない、ベトナムでの不在期間が30日間以上である場合、定款の規定に従い会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない（企業法第95条）。

ベトナムの会社法では、株式会社の法定機関として、株主総会、取締役会および社長、監査役会（個人株主が11名以上、あるいは法人株主が50%以上の株式会社のみ）である。

① 株主総会の権限

株主総会は、議決権を持つ株主全員から構成され、株主会社において最高の

意思決定機関である。株主総会の権限としては、(a) 経営方針と年次計画、(b) 定款資本の増資または減資、種類株式、配当の決定、(c) 取締役、監査役の選任、解任、(d) 大規模（総資産の50%以上の案件）な投資決定、資産売却、(e) 定款の改正・追加、(f) 決算の承認、(g) 10%以上の自己株式の取得、(h) 取締役、監査役の処分、(i) 会社の再編、解散、などがある。株主は、法律に規定される株主権利を行使するために、一人以上に委任代表者を派遣することができる（第96条）。

ベトナムの会社法では、以上のように10%以上の自己株式の取得が株主総会の法定決議事項である。ベトナムでは、自社の株式を保有するという自己株式の取得が認められる点は興味深い。また、株主総会での議決権の代理行使を認めている。

② 株主総会の招集

株主総会は、年に1回定時総会を開催しなければならない。なお、必要な場合、臨時株主総会を開催できる。株主総会はベトナム国内で行われなければならない。定時総会では、年度決算報告、取締役会の報告、監査役会の報告、各種株式の配当などが決議される。臨時株主総会は、必要な場合に取締役会の決定で招集しなければならない（企業法第97条）。

6カ月以上または定款に従うより短い期間内に連続的に普通株式総数の10%以上を保有する株式または株主グループは、株式総会での提案権を持つ。ただし、この提案権は、提案書の提出が遅いまたは提案内容が不適切である場合、提案問題が株主総会の管轄外の問題である場合、定款の規定に基づくその他の場合に提案を拒否することができる（企業法第99条）。

以上の規定は、10%以上の株式を保有する株主が株式総会での提案権を持つことで、少数株主の権利を保護したものであろう。

③ 株主総会の成立要件

株主総会の成立要件は、株主総会に出席する株主の議決権付株式の合計が65%以上である必要がある。具体的な割合は会社の定款による。この成立要件を満たさなかった場合、株式総会の開会予定日より30日以内に、再度株主総

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

会を招集しなければならない。この場合、株主総会の成立要件は、出席する株主の議決権付株式の合計が51%以上である必要がある。具体的な割合は会社の定款による。この第2回株主総会も開会できなかつた場合、第2回株主総会の開会予定日より30日以内に、第3回株主総会を招集しなければならない。第3回株主総会は、出席する株主の人数を問わず開会できる（企業法第102条）。

ベトナムの会社法では、以上により株主総会の定足数を原則として65%以上と高い水準での成立要件を規定している。

④ 株主総会の決議方法

株主総会の決議は、総会出席者による投票、または書面による意見聴取による。普通決議として、定款が特別な規定を定めない場合、会社の経営計画、取締役および監査役の選出・解任、年度決算報告などに関する決定は、出席者の65%以上の賛成が必要である。ただし、具体的な割合は定款による。特別決議として、定款が特別な規定を定めない場合、定款の改正および追加、種類株式・各種の株式の授権株式数、会社の再編または解散、会社の最新決算報告に記載される資産総額の50%以上に相当する投資決定または資産売却に関する決定は、出席者の75%以上の賛成が必要である。ただし、具体的な割合は定款による。なお、書面による意見聴取を行う場合、議決権付株式の総数の75%以上の賛成が必要である。具体的な割合は定款による（企業法第104条）。

ベトナムの会社法では、株主総会の普通決議では65%以上の賛成、特別決議では75%以上の賛成という厳しい基準を課している。

⑤ 株主総会決議の取り消しの訴え

株主総会議事録または意見聴取の開票結果報告書を受け取ってから90日以内に株主、取締役、社長および監査役は、株主総会の招集手続きおよび手順が本法および定款の規定に従わなかつた場合、決定の内容が法律または定款の規定に違反した場合、株主総会決議の取り消しを裁判所または仲裁に訴えることができる（企業法第107条）。

3-6 取締役会

取締役会は株式会社の管理機関である。株主総会の管轄問題を除き、会社の代表として決定権を持ち、会社の権利と義務を行使する機関である。取締役会の権限および責任としては、(a) 経営戦略・年度経営計画の決定、(b) 種類株式、各種株の発行数の提案、(c) 授権株式数の範囲内での新株発行、資金調達のためのその他の方法の決定、(d) 株式および債券の売り出し価格の決定、(e) 株式の買取の決定、(f) 本法・定款に定める投資プロジェクトの決定、(g) 市場拡大・マーケティング・研究開発の決定、総資産の50%以上または定款による売買契約・借入契約・その他の契約の承認、(h) 重要な職位者の選任・任免・降格・報酬などの決定、(i) 管理組織機構、社内管理規則の策定、(j) 子会社・他企業への出資および他企業の株式購入の決定、(k) 株主総会の実施、(l) 年度決算報告書の提出、(m) 株式配当の提案、(n) 会社の再編・解散・破産の提案、などがある。取締役会では、取締役は1人に付き1つの議決権を有する(第108条)。

以上の取締役会の法定決定事項で注目すべきは、授権株式数の範囲で新株の発行や資本調達のためのその他の方法の決定ができる点である。ベトナムの株式会社では、日本の会社法と同様、授権資本制度を導入している点は興味深い。ただし、定款資本の増資については、株主総会での特別決議が必要である。

① 上場ガバナンス規制による取締役の選任、取締役会の規制、執行機関

上場ガバナンス規制では、上場会社における株主総会での取締役の選任は、累積投票制度にならなければならないとしている(上場ガバナンス規則第9条)。

上場ガバナンス規制では、取締役の活動を補佐するための執行機関としての委員会を設置することができるとしている。委員会は、政策開発委員会、内部監査委員会、人事委員会、給与・賞与委員会、および他の特別委員会がある。内部監査委員会は、会社の経理・財務部勤務者以外の会計を専門とする少なくとも1人の委員を有さなければならないとしている(上場ガバナンス規制第15条)。

また、上場ガバナンス規制では、上場会社において会社の監視と執行の分離

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明のために、取締役が執行機関のメンバーを兼任する取締役の数を制限している。また、上場会社の取締役は、5社を超える他社の取締役を兼務してはならない。さらに、株主総会で承認されない限り、会長は社長を兼任してはならないとしている（上場ガバナンス規制10条）。しかし、実際には株主総会の決定によって多くのベトナム上場会社が社長と会長の兼任が維持されているようである⁽⁵⁾。

② 独立取締役による監視

ベトナムでは、独立取締役制度は、世界銀行の勧告を受けて導入された。2005年企業法は、独立取締役について規定していないが、上場会社ガバナンス規制で規定している。上場ガバナンス規制では、独立取締役とは執行機関を兼任しない取締役を意味している。取締役の数は、最小5人、最大11人とし、その3分の1は執行権のない独立取締役とするとしている（上場ガバナンス規制11条）。ただし、独立取締役の選任条件を上場ガバナンス規制では定めていない。

実際には、学者、国家公務員出身者などがベトナム上場会社の独立取締役として就任している。しかし、独立取締役としての報酬が少なく、法律上の権限が十分に定められていないため、必ずしも十分に機能しているとは言えないようである。

③ 取締役の任期および人数

定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役の人数は3人から11人までとする。ベトナムに常駐しなければならない取締役の人数は定款の規定による。取締役の任期は5年以内とし、取締役の再任は可能であり、取締役一人の再任回数は制限されない。取締役が必ずしも会社の株主である必要はない（企業法第109条）。

旧外国投資法では、外資系合弁企業の場合、取締役における外国人と現地人の規制が存在していた。2005年会社法では、このような外資系企業における取締役の制限は撤廃された。

④ 取締役の資格および条件

取締役は、十分な民事能力があり、本法の規定に従って会社管理を禁じられる者以外の者である。会社の普通株式総数の5%以上を保有する個人株主、経営管理または会社の主な業務について専門知識および経験を持つ者、または定款に定めるその他の資格および条件を満たす者となる。定款資本の50%以上を国の出資である企業の場合、取締役は、その役を任命する権限を持った者の関係者であってはならない（企業法第110条）。

50%以上を国が出資する企業に関する以上の規定は、政府高官のコネによる人事の排除、主管機関の人事介入への予防的対応を狙ったものであろう。

⑤ 取締役会会長

取締役会会長は、定款の規定により、株主総会または取締役会で選任される。定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会会長は会社の社長を兼任することができる。取締役会会長は、取締役会を招集し、取締役会議の議長を務め、株主総会の議長も務める（企業法第111条）。

⑥ 取締役会

取締役会は取締役の4分の3以上の出席で成立する。取締役会の決定は出席している取締役の過半数が必要である。賛否が同数の場合は、会長が決定権を持つ（企業法第112条）。

上場ガバナンス規則では、上場会社の取締役の人数は5名から11名で、少なくとも3分の1は独立取締役でなければならないとしている（上場ガバナンス規則11条）。

⑦ 社長

取締役会は、取締役または外部の人を社長に選任する。定款には取締役会長が会社の法的代表者であるという規定がなければ、社長は会社の法的代表者（代表取締役）になる。社長は、会社の日常業務を行い、取締役会の監督を受けながら、取締役会および法律により与えられた権限および任務の遂行について責任を負う。社長の任期は5年を超えない。再任は可能であり、再任回数は制限

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

されない。社長は同時に他企業の社長として努めてはならない（企業法第116条）。以上の規定により、社長の選任は取締役会で行われる。また、社長が他の企業の社長を兼任することを認めていない。

取締役、社長の報酬については、会社が自主権を持つ。取締役および社長の報酬は、定時株主総会に報告しなければならない（企業法第117条）。

3-7 監査役会

定款が別途定める場合を除き、監査役会は3名から5名で構成される。監査役会の任期は3年以内とし、監査役の再任は可能である。監査役会は、監査役の中から1名を監査役会会長に選任する。監査役会長の権限および任務は定款による。監査役会の過半数以上がベトナムに常駐している者でなければならない。監査役の内に少なくとも1名は会計士または会計監査官でなければならない（企業法第121条）。

監査役の専門性と中立・公平性を確保するために、ベトナム会社法では、監査役のうち少なくとも1人を会計士、または会計監督官でなければならないと規定している。

監査役の資格・条件としては、民事行為能力を持ち、取締役、社長との関係を持たない、会社の管理職以外の者であり、監査役は必ずしも会社の従業員または会社の株主である必要はない（企業法第122条）。

監査役は、取締役、社長との関係を持たない者と監査役の独立性を規定している。

監査役会は、取締役会および社長による企業経営、会計・財務報告書などの監査を行う。監査結果を定時株主総会に提出する。必要に応じて、株主総会の株主の要求により会計、会社の事業活動、会社の運営・経営に関連する具体的な問題について監査する（企業法第123条）。監査役の報酬は、株主総会が決定する（企業法第125条）。株式会社の年度決算書は、株主総会へ提出する前に会計監査を受けなければならない（企業法第128条）。

株式会社に関する情報の公開として、年度決算書の国家機関への提出、年度決算書の株主や一般への公開が必要である（企業法第129条）。

3-8 国有企業の改革とコーポレート・ガバナンス

① 国有企業の改革

ベトナムは、経済に占める国有・公企業の比重が高いという特徴がある。ベトナムの企業統治問題を考える場合、国有・公企業の改革と企業統治を考察する必要がある。ベトナムの公有企業には、中央政府管轄の中央国有企業（ベトナムの統計では50%以上を国家が所有）と、地方行政区管轄の地方公有企業（50%以上を地方が所有）がある。ベトナムでは公有企業の経済に占める地位は低下しつつあるが、まだ高い状況にある。

国有企業改革で注目されるのは、国有企業の株式会社化である。1992年以降、ベトナム政府は、国有企業の株式会社化を実施している。また、ベトナムでは、2000年に株式市場が設立された。株式市場の成長により、民間企業の資金調達も多様になった。

② 企業グループ（企業集団）の設立と企業統治

国有企業改革政策で、国有企業の企業グループ（企業集団）も注目される。企業グループとは、国有企業の体質を強化し効率性を高めるために、同業種の国有企業が合同して企業集団を設立し、自立的に経営しようとするものである。規模を拡大して資金、人材、技術を共有し、効率的な経営を目指すものである。企業グループには経営会議を置き、資金調達、事業展開などを独自に決定する自主運営の道が開かれている。国家機関の所有から、企業グループの親会社に国家資本所有権が移転された。グループの親会社に所有権が授けられるため、資本関係において国家と企業との関係はなくなる。企業グループは、国有企業改革、企業経営自主権拡大のための政策である。

2007年に総会社と国有親子企業グループへの再編に関する政府議定が出され、ここで企業グループ親会社の統治機構は経営管理評議会、監査役会、総企業長、副企業長、経理長とその他の内部組織と定められている⁽⁶⁾。監査役会は、経営管理評議会が設置を決定することになっている。

2003年国有企業法では、企業グループの経営管理評議会の主席と会員の任命権は、当該企業設立を決定した国家機関にあるとしている。経営管理評議会会長に任命された人たちの中には、ベトナム共産党の中央委員や要職にある人

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

が珍しくない。総企業長（社長）については、グループの本業分野での経験が重視されているようである。

資本関係の制度変化は企業グループの自主的経営により経営効率を高め、市場で競争力のある企業グループへの成長を意図するものである。しかし、人事面では資本所有者代表である経営管理評議会主席が必ずしも専門的知見を有するものではなく、むしろ政治的色彩の強い人選であるようである。企業の内部統治では、経営管理評議会内部において経営管理評議会主席と総企業長の意見が分かれ、依然として監督機能と執行機能の分離が明確でなく、監督機能を有する経営管理評議会主席が首相の意見を求めることがあり、主体的決定が行われていない場合があるようである⁽⁷⁾。

現在、100を超える企業グループ（企業集団）が存在する。代表的な企業集団としては、Bao Viet（Bao Viet Finance Insurance Group）、PVN（Vietnam Oil and Gas Group）、SATRA（Saigon Trading Group）、VINACOMIN（Vietnam National, Coal, Mineral Industries Group）、VINASHIN（Vietnam Shipbuilding Industry Group）、VINATEX（Vietnam National Textile and Garment Group）、VNPT（Vietnam Posts and Telecommunications Group）などがある。

③ 国家資本投資経営総公司（SCIC）の設立と企業統治

さらにベトナムの国有企業改革として注目されるのは、公有企業の持ち株会社としての国家資本投資経営総公司（State Capital Investment Corporation:SCIC）の設立である。SCICは、ベトナムにおける経済改革と国有企業の株式会社化の進展を背景に、2005年100%政府出資の投資会社として設立された。主業務は、企業への出資を含むさまざまな形での国家資本の運用である。特に、国有企業の株式会社、民営化を進めるための政府の持ち株会社機能である。

SCICは、2012年末の時点で、持ち株会社として407社の株式を所有し、所有株資産額は7億1048万米ドルである。投資している会社の業種別内訳をみると、製造業39.66%、食品業15.56%、素材産業13.11%、金融業9.34%である。総資産額は、29億7076万米ドルである⁽⁸⁾。

企業統治の面では、国家資本の受け皿として企業グループの親会社である国家資本投資経営総会社が資本管理権限を持つ体制に移行している。しかし、トップ経営陣の人事、中長期経営計画、毎年の経営生産目標も首相の承認を要する体制である。

おわりに

アジア諸国の会社法は、これまで考察していたように相違点もあるが、共通点のほうがはるかに多い。これは、WTO加盟による内外資の同一処遇、世銀・IMF等の国際機関の要求（特にタイ）、世界的なグローバル化の圧力、国際会計基準の対応、世界的なコーポレート・ガバナンス原理（OECDコーポレート原理など）の採用、海外投資家の圧力、金融の国際化の圧力、直接投資の拡大、法整備への先進国支援、市場経済への移行、などのためであろう。各国の会社法では、企業形態、株式、会社の機関、株主の権利、取締役会、監査役会などの規定に関しては、類似点も多い。会社という制度が、世界でほぼ共通ルールとして行なわれてきているという歴史的な状況がうかがわれる。アジア諸国、ベトナムや中国などの国は、中央集権的な計画経済から市場経済体制に移行し、資本主義諸国と共通なルールで競争するということである。今後、会社法制がますます収斂する方向に進むのか、それとも各国の政治・経済・社会・文化の異質性から多様な会社法制度になるのか興味深い課題であろう。

著者の見解としては、アジア各国の会社法制度に関してはかなりの共通性が見られるものの、現実の企業ガバナンス構造については今後とも各国で多様性が存在するであろうと考えている。会社法制・ガバナンスについては、情報開示、公正な権力分立、チェック機能の強化に関しては、そのような方向に進んでいくと思われるが、実際の株主構造、支配構造、法の執行、ステークホルダー構造などについては、各国ごとに相違が存在する。つまり、アジアでは、コーポレート・ガバナンスにおける所有構造やコーディネートに多様性がみられるのである。アジア諸国のそれらの具体的な特徴として以下を指摘できよう。

第1は、中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーのようなアジア諸国は、国が主要企業の大株主として所有している構造がまだ支配的である点である。中国

では、依然として国有・公有企業の経済に占める割合が高く、上場企業でも国が所有する株式の割合が高い。すなわち、中国の上場企業の実際の所有構造は、国有法人や国有資産管理法人などが間接的にこれらの企業を支配するか、または国が直接に所有する形態がまだ多い。すなわち、国や公有法人などが所有する非流通株の存在である。ベトナムは、中国以上に国が主要企業の大株主として支配的している。また、ラオスやカンボジアもほぼ同様である。ミャンマーは、社会主義国ではないが、長年経済に占める国有企業に割合が現状でも依然として高い。このように、タイを除くアジアフロンティア諸国は、国が主要企業の大株主として存在しているという構造がある。このような中国、ベトナム、ラオスなどのガバナンス構造を、アジア社会主義国ガバナンスモデルと類型化できよう。

第2は、タイで典型的にみられるような、大企業・企業グループの所有構造は、依然として家族所有による特徴がみられる点である。タイの大企業や企業グループでは、公開会社は少なく、家族所有の形態が多い。さらに、それが公開会社であっても非公開の家族所有持ち株式会社による株式所有の割合が高い。以上のように、タイでは、家族所有、いわゆるファミリービジネスという特徴も持つガバナンス構造である。このようなタイのようなガバナンス構造を、アジアファミリービジネス・ガバナンスモデルと類型化できよう。

第3は、インフォーマルセクターが、企業のコーポレート・ガバナンスの大きな影響を与えている点である。インフォーマルセクターとして、中国、ベトナム、ラオスでは、共産党の存在が、ミャンマーでは軍事政権の存在がある。中国やベトナムでは、企業のガバナンスにおけるステークホルダーとして、共産党の企業委員会、地方委員会、中央の委員会などの力が強いのである。

以上から、アジア諸国のガバナンス構造は、中国、ベトナム、ラオスなどのアジア社会主義国モデル、およびタイなどのアジアファミリービジネス・ガバナンスモデルに分類できるであろう。

アジア諸国では、会社法などの法制度に関する整備がかなり進展している。しかし、アジア諸国では、その執行に課題が多い。つまり、法は整備されたものの、皆が法を遵守し、法律違反をした場合は適正でかつ公正は司法制度により処罰されるという、法の執行に問題がある。

新制度派経済学は、制度的要因、特に市場での取引コストを重視している。新制度派理論では、市場での取引にはコストが発生すると考えた。現実の市場では、取引コストがかかるので、新古典派経済モデルで仮定したような効率的な結果は生じない。取引コストには、①交渉、②測定、③執行などのコストがある。新制度派経済学は、一国の制度的枠組みは、長期間にわたる経済パフォーマンスを決定する要因として最も重要であるとしている。政府の重要な役割は、取引コストを下げる制度的枠組みを作ることである。この制度的枠組みには、その国のフォーマルな制度、インフォーマルな制度、および執行メカニズム、などがある。

アジア諸国では、法律などで成文化されたフォーマルな制度は整備されたが、インフォーマルな制度やおよび執行メカニズムの不備などのため取引コストが高くなるという問題がある。執行に関しては、法の執行に課題がある。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ、中国とも司法制度は、先進諸国とまだ遅れている点が多い。特にミャンマーは、法治国家というより軍事国家という側面が強い。著者の現地調査によると、中国では中小民間企業のみならず民間大企業でも新たな労働契約を規定した労働契約法を守らない企業がかなり存在している。むしろ、労働契約を無視する企業が大半であるという。中国は、法治国家ではなく人治国家であるという言葉があるくらい、法律を遵守しない傾向がある。インフォーマルな制度に関しては、汚職、不正、賄賂、コネ（関係）、地下経済の存在、共産党による支配、軍人による支配、などの問題がある。

アジア諸国は、国の法規制などの制度、インフォーマルな制度、執行制度などの制度的枠組みが最も重要な課題となるであろう。インフォーマルな制度は、法律による成文化やその厳格な執行などで、時間がかかるかもしれないが変えることができるのである。

注

(1) ベトナム政府は、国有企業の活動分野（2007年首相決定38号）としていかを規定している。

1. 100%国家資本を維持する分野

アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明

例えば、国防、主要な鉄道、空港、港湾、テレビ・ラジオ、タバコ、などの19項目。

2. 株式の50%超を国家が保有する分野。

(1) 公益的な製品・サービスを供給する企業。例えば鉄道、水道・下水事業など。

(2) 山岳部や遠隔地の少数民族の生産発展および生活向上のために必要な活動を行なう企業。

(3) 経済の均衡、市場安定化のための役割を果たす企業。例えば、発電、石油・天然ガスの開発、石炭等の鉱物の開拓、一定規模の鉄・セメントの生産など。

(2) アジア太平洋監査制度研究会 (2012)、103頁。

(3) DECISION PROMULGATING THE REGULATIONS ON CORPORATE GOVERNANCE APPLICABLE TO COMPANIES LISTED ON THE STOCK EXCHANGE OR THE SECURITIES TRADING CENTRE (Issued with Decision 12-2007-QD-BTC of the Minister of Finance dated 13 March 2007)

(4) アジア太平洋監査制度研究会 (2012)、242-243頁。

(5) アジア太平洋監査制度研究会 (2012)、108頁。

(6) 坂田正三編 (2009)、55頁。

(7) 坂田正三編 (2009)、56-57頁。

(8) State Capital Investment Corporation:SCIC、ホームページ(www.scic.vn/english/)による。

参考文献

天川直子編 (2006) 『後発ASEAN諸国の工業化』アジア経済研究所。

吾郷真一 (2005) 『国際経済社会法』三省堂。

アジア太平洋監査制度研究会 (2012) 『進展するアジアにおける監査制度の実情と課題』商事法務。

Adler, N. J. (1986) , *International Dimensions of Organizational Behavior*, Kent Publishing.

- Bebchuk, L. & Fried, J. M. (2004) , *Pay Without Performance : The Unfulfilled Promise of Executive Compensation*, Harvard University Press.
- Bellah, R.N. (1957) , *Tokugawa Religion*, The Free Press. (堀・池田訳『日本近代化と宗教倫理』未来社。)
- Boyer, R. (1993) , *L'apres-fordisme*, Jean-Pierre Durand. (荒井壽夫訳『アフター・フォードイズム』ミネルヴァ書房。)
- ボウイエ、R・山田鋭夫 (1993-a) 『レギュラシオンコレクション1 危険ー資本主義』藤原書店。
- ボウイエ、R・山田鋭夫 (1993-b) 『レギュラシオンコレクション2 転換ー社会主義』藤原書店。
- ボウイエ、R・山田鋭夫 (1996) 『レギュラシオンコレクション3 ラポール・サラリアール』藤原書店。
- ボウイエ、R・山田鋭夫 (1997) 『レギュラシオンコレクション4 国際レジームの再編』藤原書店。
- CAT VAN THANH (2006) , *LUAT DOANH NGHIEP NAM 2005*, NHA XUAT BAN THONG KE (HANOI) .
- 今泉信也・安部誠 (2005) 『東アジアの企業統治と企業統制改革』アジア経済研究所。
- 呉淑儀 (2010) 『アジア企業統治改革』創成社。
- 石田暁恵・五島文雄編 (2004) 『国際参入期のベトナム』アジア経済研究所。
- IFC Advisory Services in East Asia and the Pacific (2010) , *Vietnam Corporate Governance Manual*, International Finance Corporation.
- 石田正美・工藤年博 (2007) 『大メコン圏経済協力』アジア経済研究所。
- 石田正美編 (2005) 『メコン地域開発』アジア経済研究所。
- 市村真一編 (1988) 『アジアに根づく日本的経営』東洋経済新報社。
- 板垣博編著 (1977) 『日本的経営・生産システムと東アジア』ミネルヴァ書房。
- 菊澤研宗 (2004) 『比較コーポレート・ガバナンス論』有斐閣。
- 菊澤研宗編著 (2006) 『業界分析 組織の経済学ー新制度派経済学の応用』中央経済社。

- アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明
- 菊池敏夫・平田光弘（2005）『企業統治の国際比較』文眞堂。
- 小林昌之（2000）『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所。
- 小島清（2003）『雁行型経済発展論（第1巻）』文眞堂。
- 小島清（2004）『雁行型経済発展論（第2巻）』文眞堂。
- 小池和男・猪木武徳編著（1987）『人材形成の国際比較—東アジアと日本』東洋経済新報社。
- 小池和男・猪木武徳編著（2002）『ホワイトカラーの人材形成—日米英独の比較』東洋経済新報社。
- 香川孝三（2000）『アジアの労働と法』信山社。
- LE TU GIANG（2008）, *LUAT DOANH NGHIEP, NHA XUAT GIAO THONG VAN TAI (HO CHI MINH)* .
- 森淳一郎（2005）『東アジアのコーポレートガバナンス』九州大学出版会。
- 日本政策投資銀行編（2005）『メコン地域国の経済発展戦略』日本評論社。
- NGUYEN VAN TUC（2007）, *LUAT DOANH NGHIEP, NHA XUAT GIAO THONG VAN TAI (HO CHI MINH)* .
- 大西康雄編（2006）『中国・ASEAN経済関係の新展開』アジア経済研究所。
- 岡本康雄編著（1998）『日系企業in東アジア』有斐閣。
- 澤田康幸・園部哲史編著（2006）『市場と経済発展』東洋経済新報社。
- 白木三秀（2006）『国際人的資源管理の比較分析—「多国籍内部労働市場」の視点から』有斐閣。
- スコットS.・仲田正機・長谷川治清著（2006）『企業と管理の国際比較—英米型と日本型』中央経済社。
- 志村治美（2003）『東アジアの会社法』法律文化社。
- 作本直行編（2002）『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所。
- OECD（2003）, *White Paper on Corporate Governance in Asia*, OECD.
- OECD（2011）, *Corporate Governance in Asia*, OECD.
- 丹野 勲、原田 仁文（2005）『ベトナム現地化の国際経営比較』文眞堂。
- 丹野 勲（2005）『アジア太平洋の国際経営』同文館。
- 丹野 勲（2010）『アジアフロンティア地域の制度と国際経営』文眞堂。
- Vietnam Chamber of Commerce and Industry（2008）, *Doing Business in*

Vietnam, Vietnam Chamber of Commerce and Industry.

坂田正三編 (2006) 『2010年に向けたベトナムの発展戦略』アジア経済研究所。

坂田正三編 (2009) 『変容するベトナムの経済主体』アジア経済研究所。

ベトナム計画投資省外国投資庁 (FIA) ・国際協力機構 (JICA) (2006) 『共通投資法、統一企業法』ベトナム計画投資省外国投資庁 (FIA) ・国際協力機構 (JICA) (HANOI) 。

World Bank (2006) ,*Corporate Governance Country Assessment Vietnam*, World Bank .

安田信之 (2003) 『開発法学』名古屋大学出版会。

山田鋭夫 (2008) 『さまざまな資本主義—比較資本主義分析』藤原書店。